

窓口等での取引時確認に関するご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

次の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

- | |
|--|
| ① 口座開設、貸金庫、電子記録債権、保護預かり等の取引開始 |
| ② 10万円を超える以下のお取引等
現金振込(税金の納付等を除く) / 持参人払式小切手による現金の受取り |
| ③ 200万円を超える以下のお取引等
現金によるお預け / 現金のお引出し / 両替 |
| ④ 融資取引 |

2. 取引時確認で確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等(主なもの) ^{※1}
① 氏名、住所、生年月日	以下の「顔写真のある書類」 ○運転免許証 ○運転経歴証明書 [平成24年4月1日以降交付のもの] ○個人番号カード ○旅券(パスポート) ○在留カード ○特別永住者証明書 ○身体障害者手帳(顔写真有) ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
	以下の「顔写真のない書類」の場合はいずれか2種類(なお、◎の書類は、○の書類とのペアに限られます。) ○国民健康保険被保険者証 ○健康保険被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○年金手帳 ○母子健康手帳 ○国家公務員共済組合/地方公務員共済組合の組合員証 ○私立学校教職員共済制度の加入者証 ○身体障害者手帳(顔写真無) ○後期高齢者医療被保険者証 ○児童/特別児童扶養手当証書 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書
	◎住民票の写し(記載事項証明書) ◎(取引に使用しない)印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等 ^{※2}
	○その他
② 職業、取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
③ 外国PEPs ^{※3}	お客さまの申告により確認させていただきます。

ご本人以外の方が来店された場合は上記(1)に加え、以下の確認をさせていただきます。

確認事項	確認書類等(主なもの) ^{※1}
④ ご来店された方の氏名、住所、生年月日	上記①と同様
⑤ ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	○住民票(同居のご親族の場合のみ) ○委任状

※1:有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類は、提示される日の6か月以内に作成されたものに限りです。

※2:公共料金または税・社会保険料の領収書等のお取扱いについては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

※3:外国政府などにおいて重要な公的地位にある方等をいいます。

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等(主なもの) ※1
① 名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書
② 来店された方の氏名、住所、生年月日等	上記(1) ①と同様
③ 法人のお客さまのために取引を行っていること	○委任状 ○登記事項証明書(代表権のある役員の場合のみ) ○電話等による確認
④ 事業内容	○登記事項証明書 ○定款の写し
⑤ 取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥ 実質的支配者※4の氏名、住所、生年月日等	お客さまの申告により確認させていただきます。

※4:法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認させていただいたお客さまにつきましても、改めて確認させていただく場合があります。
- ・法令等で定められた方法の他、当金庫所定の方法や書類による確認をお願いすることがあります。
- ・確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。
- ・取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関することは、警察庁（JAFIC）ホームページ <<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>>をご覧ください。
- ・詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

以上